

富士市市民協働推進審議会について

1 役割

- (1) 市民協働の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、市の
付属機関として設置。(富士市市民協働推進条例第13条第1項)
- (2) 審議会は、市長の諮問に応じ、市民協働の推進に係る基本指針に関する
事項、市民協働の推進に係る補助金に関する事項、市民協働事業の提案
の評価に関する事項、その他市民協働の推進に関する重要事項を調査
し、及び審議する。(富士市市民協働推進条例第13条第2項)
- (3) 審議会は、前項の規定による調査及び審議を行うほか、市民協働の推進
に関する事項について市長に意見を述べることができる。(富士市市民
協働推進条例第13条第3項)

2 任期

- ・ 2年(今期：令和元年7月7日～令和3年7月6日)

3 構成員

- ・ 11名 内訳は以下のとおり
 - (1) 知識経験者 (4名)
 - (2) 市民活動団体の代表者等 (2名)
 - (3) 公募市民 (3名)
 - (4) その他市長が適当と認めるもの (2名)

4 令和元年度・令和2年度組織構成

